

監 査 報 告 書

令和7年5月26日

学校法人 岐阜済美学院
理 事 会 御 中

学校法人 岐阜済美学院

監 事 下斗米 利 男 ⑩

監 事 渡 邊 厚 ⑩

私たちは、学校法人岐阜済美学院の監事として、旧私立学校法第37条第3項及び学校法人岐阜済美学院旧寄附行為第10条第3項に基づいて同学院の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の学校法人の業務、財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか理事等から業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人の業務、財産の状況並びに理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は学校法人の財政状態及び経営状況を、事業報告書は学校法人の状況を、法令若しくは寄附行為に従い正しく示していることを認めます。

尚、現在の困難な経営状況を鑑み、各教育機関長のリーダーシップの下において、経営戦略について詳細に協議することを求めます。

以 上